

港湾カレッジ同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は、「港湾カレッジ同窓会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、港湾職業能力開発短期大学校横浜校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、母校の発展に寄与し、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び会報の発行
- (2) 交流会及び講演会等の開催
- (3) 港湾カレッジ人材育成交流会の運営に関する事。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員並びに特別会員とする。

(正会員)

第6条 本会の正会員は、神奈川総合高等職業訓練校横浜港湾労働分校、神奈川技能開発センター横浜分校、港湾職業訓練短期大学校及び港湾職業能力開発短期大学校横浜校を修了した者とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会に対し多大の援助を行った法人又は個人で、役員会によって推薦を受けたものとする。

(特別会員)

第8条 特別会員は、在校生及び指導員並びに第7条に掲げる校の旧指導員とする。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-------|-----|-------|
| (1) 会 | 長 | 1 名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2 名 |
| (3) 幹 | 事 | 20名以内 |

- (4) 会 計 1 名
- (5) 会計監査員 2 名

(役員職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 幹事は、会務を分担し、本会の運営に当たる。
なお、必要に応じ役員会の総意をもって幹事長を置くことができる。
幹事長は、会務を分担する幹事間の調整に当たる。
 - 4 会計は、会計担当幹事と共同して収支・決算を行う。
 - 5 会計監査員は、本会の会計及び事業の監査に当たる。

(役員選出等)

- 第11条 会長、副会長、幹事及び会計並びに会計監査員は、正会員から、総会において選出する。
- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 役員に欠員が生じた場合には、役員会においてこれを選出し、その任期は残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第12条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

- 第13条 総会は、毎年1回会長が招集し、本会の事業報告、収支決算及び会計監査の報告、事業計画案及び予算案並びに役員選出の議決を行う。

(役員会)

- 第14条 役員会は役員により構成し、会長が招集する。

(議決)

- 第15条 総会、役員会は、共に出席人員を以て成立し、其の議決は出席人員の過半数をもって決する。

第5章 会 計

(収入)

- 第16条 本会の収入は、次に掲げるものをもって充てる。
- (1) 事業に伴う収入
 - (2) 寄付金等(財産となりうるものを含む。)
 - (3) その他の収入

(会費等)

- 第17条 前条第1項第1号の会費又は賛助会費は無料とし、総会等必要経費が発生した場合は、その都度、役員会で見合い額を決定して徴収する。
- 2 前条の収入等は、会計担当幹事及び会計担当が会長の指示の下、適切に運

用する。

3 上記のほか、総会の議決により編入したもの（財産等）は、本会の基本財産とし、その運用は総会の議決による。

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。

（帳簿等）

第19条 本会に帳簿を整理し、会員は、必要の都度これを閲覧することができる。

第6章 会則変更

（本会則の改廃）

第20条 本会則を改廃するときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 解 散

（本会の解散）

第21条 本会を解散するときは、正会員の過半数の同意を得なければならない。

（本会解散における財産処分）

第22条 本会解散における残余財産の処分は、総会の議決するところによる。

附 則

本会則は、平成21年11月29日から実施する。

附 則（平成23年度第1回、第2回役員会による追加）

附 則（平成25年度第2回役員会による追加）

本則は、平成26年3月から実施する。